

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の増大、持続的な発展、ステークホルダーとの共栄を目的として、透明性を確保し、多様な意見と幅広い知見を取り入れることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とします。

- (1) 株主総会付議事項を除き、重要な事項は取締役会で審議決定します。
- (2) 多様な意見、幅広い知見を得るために社外役員を活用します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則1 補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳

当社は、議決権の電子行使や招集通知の英訳については、海外株主比率が10%を超えるなど、必要性が高いと判断した時点で対応します。

基本原則4 補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画

取締役会の構成員には代表取締役社長の後継候補者が含まれる可能性が高いため、後継者計画を取締役に諮ることはしません。代わりに、代表取締役社長は、その後継者に必要な要件とそれを具備するためのトレーニングプラン及びその実施状況を、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬指名諮問委員会に定期的に説明するとともに、必要に応じて意見を照会します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

基本原則1 原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社は、相手企業との業務提携・関係強化や当社の企業価値向上等に必要と判断した場合に、その株式を政策的に保有します。毎年1回、保有する全ての政策保有株式(上場銘柄)について、相手企業との業務提携や関係強化・維持、当社の企業価値向上等の効果を取締役会で検証します。検証の結果、保有の妥当性が認められなくなったと判断した株式については、株式市場の動向等に配慮したうえで縮減を図ります。政策保有株式に係る議決権の行使においては、議案の内容を個々に精査し、相手企業の企業価値向上や株主共同の利益に資するか、当社の株式保有目的を阻害しないか等を総合的に判断して賛否を決定します。

基本原則1 原則1-7 関連当事者間の取引

取締役の競業取引、自己取引及び支配的立場にある株主との通例的でない取引は取締役会審議とします。

基本原則2 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対して、当該制度に基づく資産運用に関する教育を入社時及び定期的に提供します。

基本原則3 原則3-1 情報開示の充実

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ウェブサイトに記載しております。

経営方針

<https://www.iwatsu.co.jp/company/policy.html>

経営計画等

<https://www.iwatsu.co.jp/ir/news/index.html>

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役全員の報酬総額は、株主総会で決定します。

取締役の報酬は、役割に応じた定額部分と業績に連動する変動額部分で構成します。

取締役の報酬体系又は個別の報酬額は、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬指名諮問委員会に対して、事前に意見の照会を行った上で、取締役会にて決定します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者の指名、役付役員の選任においては、当社の企業価値を高め、また株主の負託に応え得ると認められることを考慮します。

取締役候補者の指名においては、上記に加え、取締役会の構成のバランスと多様性を確保するため、事業分野や職掌の経験・知識を考慮して指名するものとします。

監査役候補者の指名においては、上記に加え、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有することを考慮し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上指名するものとします。

取締役・監査役候補者の指名、取締役解任候補者の指名及び役付役員の選解任は、取締役会で決定します。

代表取締役社長は、取締役・監査役候補者の指名及び取締役解任候補者の指名の議案を取締役に上程しようとする場合は、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬指名諮問委員会に対して、候補者の人格、能力、識見、当社の企業価値を高め株主の負託に応え得るか等の要素を元に意見を照会した上で行います。また、代表取締役社長の選解任についても、報酬指名諮問委員会に意見を照会した上で、取締役会に上程します。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。

なお取締役・監査役候補の指名を行った際の個々の指名理由は、次のとおりです。

役職:代表取締役 社長執行役員

氏名:西戸 徹

選任の理由:情報通信、ソリューション、コンポーネント、印刷システムの各事業と管理本部を経験し、幅広い見識とリーダーシップを有し、当社の代表取締役社長及び社長執行役員にふさわしい能力を備えている。

役職:取締役 常務執行役員

氏名:相浦 司

選任の理由:電気通信事業者で培った情報通信事業に関する深い見識と部門統率力を有し、当社の取締役及び執行役員にふさわしい経験と能力を備えている。

役職:取締役 常務執行役員

氏名:木村 彰吾

選任の理由:金融機関で培った金融・財務に関する深い見識と部門統率力を有し、当社の取締役及び執行役員にふさわしい経験と能力を備えている。

役職:取締役 執行役員

氏名:佐藤 修

選任の理由:ICT事業やスマートコミュニティ事業の推進部門や営業部門を経験し、優れた管理能力を有し、当社の取締役及び執行役員にふさわしい能力と経験を備えている。

役職:取締役 執行役員

氏名:下村 規夫

選任の理由:入社以来計測事業の技術部門に従事し、当社が保有する技術全般に精通し、当社の取締役及び執行役員にふさわしい経験と能力を備えている。

役職:取締役

氏名:中島 秀之

選任の理由:独立社外取締役であり、その選任理由はII.1.【取締役関係】会社との関係(2)に記載の通りです。

役職:取締役

氏名:沖 恒弘

選任の理由:独立社外取締役であり、その選任理由はII.1.【取締役関係】会社との関係(2)に記載の通りです。

役職:常勤監査役

氏名:西村 隆治

選任の理由:管理本部長として当社の最高財務責任者を務め、コンプライアンス部門長、また子会社常務取締役を歴任し、幅広い見識と財務・会計に関する十分な知見を有している。

役職:常勤監査役

氏名:富高 健

選任の理由:技術部門、品質保証部門、コンプライアンス部門及び子会社社長を歴任し、幅広い見識から当社の監査役にふさわしい能力を備えている。

役職:監査役

氏名:三木 康史

選任の理由:独立社外監査役であり、その選任理由は .1.【監査役関係】会社との関係(2)に記載の通りです。

役職:監査役

氏名:伊藤 彰敏

選任の理由:独立社外監査役であり、その選任理由は .1.【監査役関係】会社との関係(2)に記載の通りです。

役職:監査役

氏名:河本 茂

選任の理由:独立社外監査役であり、その選任理由は .1.【監査役関係】会社との関係(2)に記載の通りです。

当社は、取締役会に付議すべき事項を以下の通り取締役会規則で定めており、これ以外は社内規程によって執行役員その他業務執行者に委任しております。

(1) 法定の事項

- ・株主総会の開催・議案並びに提出する書類の決定に関する事項
- ・新株の発行に関する事項
- ・社債、転換社債及び新株引受権付社債の発行に関する事項
- ・中間配当に関する事項
- ・株式の分割に関する事項
- ・連結計算書類、計算書類及び事業報告、並びにこれらの附属明細書の承認に関する事項
- ・取締役の競業取引及び自己取引の承認に関する事項
- ・重要な財産の取得・処分に関する事項
- ・多額の資金調達、資金運用(出資を含む)、債務保証、担保差入等に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・取締役の使用人委嘱・解嘱に関する事項
- ・支配人、その他重要な使用人等の選任・解任に関する事項
- ・重要な組織の設置・改廃に関する事項
- ・内部統制の体制整備に関する事項

(2) 定款に定められた事項

- ・取締役会規則、株式取扱規程の制定・改廃に関する事項
- ・株主名簿管理人の選任及び解任並びにその事務取扱場所の決定に関する事項
- ・株主権に係る基準日の決定に関する事項
- ・役付取締役の選定及び解職並びに取締役の代行順序の決定に関する事項

(3) 重要な業務に関する事項

- ・重要な訴訟等に関する事項
- ・重要な契約の締結に関する事項
- ・経営計画及び重要な事業の計画に関する事項
- ・重要な規程に関する事項
- ・関係会社に関する重要な事項
- ・株主総会の決議により授権した事項
- ・決算承認に関する事項
- ・重要な対外発表に関する事項
- ・ガバナンス・ガイドラインの策定・改廃及びその実践に関する事項
- ・その他取締役会が必要と認めた事項

基本原則4 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の独立性判断基準は、会社法に定める社外要件及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たした上で、実質的に一般株主と利益相反の生じる恐れがないこととします。

基本原則4 補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役は8名以内とし、構成員のバランスと多様性を確保するため、事業分野や職掌の経験・知識を考慮して候補者を選定します。

基本原則4 補充原則4-11-2 取締役・監査役における他の上場会社役員の兼任状況

当社の取締役、監査役における他の上場会社役員の兼任状況は以下の通りです。

役職: 取締役

氏名: 沖 恒弘

兼任状況: 株式会社宇徳 監査役、株式会社タカキタ 取締役(監査等委員)

役職: 監査役

氏名: 三木 康史

兼任状況: 東洋電機製造株式会社 監査役

基本原則4 補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価・分析の結果の概要

(1) 評価の対象期間

2019年6月から2020年5月までの取締役会

(2) 評価の方法

取締役及び監査役全員に対し、「構成」「運営」「議題」「支援体制」の4つの観点で総計32項目のアンケートを実施しました。回答に対して「よくできている:3点」「できている:2点」「あまりできていない:1点」「できていない:0点」を付与し、回答者の平均値を基準点(できている:2点)と比較することによって実効性を評価いたしました。

(3) 評価結果の概要

「構成」「運営」「議題」「支援体制」のいずれにおいても基準点を上回っており、取締役会の実効性は確保されているとの評価結果を得ました。この評価結果を踏まえ、今後も継続的に改善を進めて取締役会の実効性向上を図り、より良いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んで参ります。

基本原則4 補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

会社は、必要に応じ取締役及び監査役が当社グループの理解を深めるために、工場その他の現業部門を視察する機会を設けます。また、取締役及び監査役がその役割を果たす上で必要な知識を習得するための研修等の参加費用を負担します。

基本原則5 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、議決権比率1%以上の株主が建設的な対話(面談)を希望する場合にはこれに応じることとし、原則として管理本部担当取締役が対応します。

- (1) 株主との対話全般に関する担当取締役は管理本部担当取締役とします。
- (2) 管理本部内の各部門は、連携して株主との対話を補助するとともに、必要に応じて株主との面談に同席します。
- (3) 自社ウェブサイトの活用など、個別面談以外の株主との対話手段の充実に努めます。
- (4) 株主との対話で得られた意見は、適宜経営陣に報告します。
- (5) いわゆるインサイダー情報に関しては、社内規程を遵守し、重要事実該当する未公表の情報は株主との対話で開示しません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
The Hongkong and Shanghai Banking Corp. Ltd.	1,621,800	16.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	976,400	9.72
株式会社三菱UFJ銀行	498,135	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	461,800	4.60
日本生命保険相互会社	300,255	2.99
明治安田生命保険相互会社	300,065	2.99
岩通協力企業持株会	206,156	2.05
岩通グループ従業員持株会	185,403	1.85
加賀電子株式会社	151,300	1.51
DFA International Small Cap Value Portfolio	141,400	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・大株主の状況は、2020年5月31日時点となります。

・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式は投資信託など信託を受けている株式です。DFA International Small Cap Value Portfolioの所有株式は株主名簿上の所有株式数を記載していますが、当社としては2020年5月31日現在における投資信託など信託を受けている株式数を確認できていません。

・2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、上記の表中に記載の株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2020年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお変更報告書の内容は以下の通りです。

株式会社三菱UFJ銀行 所有株式数498,135株 割合4.94%

三菱UFJ信託銀行株式会社 所有株式数207,100株 割合2.05%

三菱UFJ国際投信株式会社 所有株式数27,000株 割合0.27%

・2018年12月20日付で公衆の縦覧に供された大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお大量保有報告書の内容は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 所有株式数424,800株 割合4.21%

日興アセットマネジメント株式会社 所有株式数80,600株 割合0.80%

・2020年5月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、Peninsula Rock Ltd.及びその共同保有者である株式会社鹿児島東インド会社が2020年5月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。また、当社は、2019年8月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書に記載された所有株式数に基づき、主要株主の異動を確認したため、2019年8月20日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しています。

なお、2020年5月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書の内容は以下の通りです。

Peninsula Rock Ltd. 所有株式数1,608,300株 割合15.95%

株式会社鹿児島東インド会社 所有株式数100株 割合0.00%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中島 秀之	他の会社の出身者													
沖 恒弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 秀之		中島秀之氏は、当社と取引のある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社出身ですが、2020年3月期における当社との取引金額は、同社の年間営業収益に対して非常に僅少(0.1%未満)であります。	<p>【社外取締役としての選任理由】</p> <p>同氏は証券会社での豊富な経歴及び取締役として培ってきた経験や見識から、当社の経営に対して有益なご意見や率直な指摘をすることができると判断したため。</p> <p>【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】</p> <p>同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。</p>

沖 恒弘	沖恒弘氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身ですが、2020年3月期における当社から同法人への監査報酬等の額は、同法人の年間業務収入に対して非常に僅少(0.1%未満)であります。	<p>【社外取締役としての選任理由】</p> <p>同氏は公認会計士として培ってきた財務及び会計に関する豊富な経験や見識から、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただけるものと判断したため。</p> <p>【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】</p> <p>同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。</p>
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

社内取締役1名及び社外取締役2名で構成される任意の報酬指名諮問委員会を設置し、取締役の報酬や取締役候補者等の指名及び選解任の決定にあたって、事前に意見を照会しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人は、監査の計画、方針について協議し、監査の概要に関しては随時情報交換を行っています。常勤監査役と内部監査部門であるコンプライアンス推進室は、内部監査の実施状況等に関する情報共有や課題への対応に関する意見交換のため、月1回程度の協議を行い、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三木 康史	他の会社の出身者													
伊藤 彰敏	他の会社の出身者													
河本 茂	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三木 康史		三木康史氏は、当社と経常的な取引のある株式会社三菱UFJ銀行(旧 株式会社三菱東京UFJ銀行)の出身ですが、2020年3月31日現在において同行からの借入はありません。現在は東洋電機製造株式会社の社外監査役ですが、同社との取引金額はございません。	【社外監査役としての選任理由】 同氏は金融機関での豊富な経歴及び他社で監査役として培ってきた経験や見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
伊藤 彰敏		伊藤彰敏氏は、情報通信の分野で当社の主要な取引先である西日本電信電話株式会社に2008年6月まで在籍しておりました。現在はNTTテクノクロス株式会社の監査役ですが、2020年3月期における同社との取引金額は同社の年間営業収入に対して非常に僅少(0.1%未満)であります。	【社外監査役としての選任理由】 同氏は電気通信事業者での豊富な経歴及び見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
河本 茂		河本茂氏は、保険料の支払等で当社と経常的な取引のある明治安田生命保険相互会社の出身ですが、2020年3月期における同社との取引金額は、同社の年間保険料等収入に対して非常に僅少(0.1%未満)であります。	【社外監査役としての選任理由】 同氏は保険会社での豊富な経歴及び見識から、取締役会に有益な助言をし、経営執行の適法性について中立的な監査をすることができると判断したため。 【独立性についての考え方及び独立役員として指定した理由】 同氏は独立役員の要件を満たしております。よって現経営陣に対する独立性は十分に高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当該制度の導入については、その内容や効果、株式市場その他に対する影響などを含めて、継続して実施可否を検討しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額(2020年3月期実績)

- ・取締役(社外取締役を除く) 6名 84百万円
- ・社外取締役 2名 15百万円
- ・監査役(社外監査役を除く) 3名 17百万円
- ・社外監査役 5名 9百万円

(注)上記の報酬のほか、使用人兼務役員2名に対する使用人給与(賞与含む)として28百万円支給しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役全員の報酬総額は、株主総会で決定しています。

取締役の報酬は、役割に応じた定額部分と業績に連動する変動額部分で構成しています。

取締役の報酬体系又は個別の報酬額は、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬指名諮問委員会に対して、事前に意見の紹介を行った上で、取締役会にて決定しています。

取締役、監査役に対する報酬は下記の額の範囲内において支払われたものです。

- ・取締役:1984年6月29日開催の第75回定時株主総会で決議された月額17百万円
- ・監査役:1994年6月29日開催の第85回定時株主総会で決議された月額5百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会を始め重要な会議・行事については開催を案内し、出席を求めています。その他の主要な会議については日程を事前に通知し、それらの議事の結果を報告しています。また、社外取締役及び社外監査役からの調査依頼に対しては速やかに対応しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
近藤 恒男	相談役	・当社の事業に関する豊富な経験と高い見識から、経営その他の事項の相談に応じた助言を行う。 ・社会貢献活動への関与。	非常勤、報酬あり	2016/6/24	(原則)5年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、常務会、リスクマネジメント委員会を設置しています。また業務遂行と監督の分離を志向し、執行役員制度を導入しています。

(1)取締役会

取締役会は、取締役7名で構成し、原則として毎月1回開催し、法令及び当社の決裁基準に定める重要事項につき、全監査役の出席のもとで、十分な審議により意思決定を行っています。取締役の任期は1年です。

(2) 常務会

機動的かつ適正な意思決定を行うため、取締役会審議事項以外の重要事項を審議する常務会を設置しています。常務会は取締役5名で構成し、常勤監査役の出席のもと、原則として毎月2回開催しています。

(3) 執行役員

取締役会決議により執行役員10名(うち取締役兼任5名)を選任しています。執行役員は、社長執行役員(代表取締役社長兼務)の指揮・命令のもとでそれぞれの担当業務を執行しています。執行役員の任期は1年です。

(4) 監査役会

監査役会は、原則として2か月に1回以上開催し、全監査役より、業務執行状況についての報告及び討議を行っています。監査役の任期は4年です。

(5) 会計監査人

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、適切な会計情報の提供と正確な監査を受けています。

(6) その他

法令上の諸問題に関しては、法律事務所2か所と顧問契約を締結するほか、社外の専門家とも密接な関係を保ち、適切なアドバイスを受けられる体制となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会における意思決定及び業務執行について、社外取締役の選任による第三者的な立場からの意見の取り入れや執行役員制度の活用により、正しい意思決定と監督・監視を効率的に行っており、社外監査役を含めた監査役会、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第111回定時株主総会 招集通知発送日:2020年7月13日(法定期日2020年7月14日) 自社ウェブサイトへの掲載及び東証への提出:2020年7月6日
集中日を回避した株主総会の設定	第111回定時株主総会 開催日:2020年7月29日(集中日2020年6月26日) 第111回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社定款に定める定時株主総会の基準日である2020年3月31日から起算して3ヶ月以内に本総会を開催することが困難となったため、基準日を2020年5月31日に再設定の上、定時株主総会の開催を延期しています。そのため、例年と異なる時期での開催となっています。
その他	・自社ウェブサイトへ招集通知を掲載。 ・招集通知で役員候補者の個々の選任理由を記載。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	・決算短信 ・有価証券報告書(四半期報告書を含む) ・適時開示資料 ・決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境報告書の作成 ・地元イベントへの協賛・協力

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2015年7月24日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めています。この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 基本方針

- (1) 内部統制システムは会社の業務の適正を確保するために必要であるという認識の下、代表取締役社長をトップとする全社体制を構築する。
- (2) 取締役会等、業務の執行に関する審議及び報告について、基準等を社内規程として整備し、法令、定款及び社内規程に従って適正なる業務執行を行う。
- (3) 執行役員制度の活用により、正しい意思決定と監督・監視を効率的に行う。また、日常業務においても、内部監査を実施し、監査役との連携を図り、監督・監視を確実にを行う。
- (4) 社外取締役、社外監査役のほか、必要に応じて社外の専門家の意見を求め、客観的、合理的な判断を積極的に取り入れる。
- (5) 内部統制のうち、特にコンプライアンス、リスクマネジメントの体制を構築、維持するための担当役員(執行役員を含む)を定めた上、推進担当部門を明確化し、全社的な取り組みを推進する。
- (6) 次項の体制を含め、本方針に沿った体制を整備、運用するのみならず、不断の見直しと改善によって、内部統制の実効性を継続して強化する。
- (7) 次項で各体制として示す担当役員、組織、委員会、その他の要素については、それぞれの目的を損なわない場合には、統合によって重複を避け、効率的な運用を行う。

2. 整備すべき体制と構築方針

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、社内規程類及び管理マニュアル等に従って適正に保存・管理する。
 - ・特に、重要な情報を識別し、その漏洩・毀損・散逸等のないよう適切に保管する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント運営のための規程類にのっとり、部門横断的な委員会を設置して全社的な視点によるリスクマネジメントを推進する。
 - ・上記委員会等の全社的な組織の活動及び内部監査等を通して、業務の執行における法令等の違反その他の事由による損失の危険の発見に努め、発見された危険については、速やかにこれに対する対応策の必要性を判断し、必要ならば基準、手順等を含む具体的な対応策を講じることが出来る体制とする。
 - ・災害等の有事に備えるため、危機対策本部の設置等、対応について定めるとともに、定期的に訓練を実施する。
 - ・必要に応じて特定の法令遵守等に関する規程類を整備し、また、個別のリスクに対応するための定例会議その他の体制を整備する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期計画及び年度計画を策定し、これらに基づき目標達成に努めるとともに、進捗について定期的に確認を行う。
 - ・執行役員制の採用により、役割を明確化し、より迅速な意思決定を図る。
 - ・取締役会付議事項について取締役会規則を遵守し、資料の検討と審議を充分行った上で経営判断を行う。
 - ・取締役会、常務会を含む主要な会議について年間日程を設定し、これを基に計画的に開催する。ただし、必要な場合には臨時に招集し、機動的な対応を行う。
 - ・日常の業務については、業務分掌、決裁権限等の社内規程類に従って適正な権限に基づく意思決定と執行を行う。
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス規程、倫理規程、その他の規程類や行動基準を定め、自律性を重んじる気風の醸成に努める。
 - ・マニュアルその他の運用ツールや社内研修等を通して全社の法令・定款の遵守徹底を図る。
 - ・法令・定款等の違反について内部通報を受け付けるためのホットラインを設置する。
 - ・コンプライアンス状況を監視するため、内部監査を実施する。
 - ・万一違反等の問題が発生した場合には、速やかに取締役会及び監査役に報告し、必要に応じて委員会等により対応策を講じる体制とする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・コンプライアンスのための体制の整備を担当する役員は、当社グループ全体のコンプライアンス確保のための体制を構築する権限と責任を持つものとする。
 - ・内部統制のための体制構築方針をグループ内で共有し、一貫した体制づくりを行う。
 - ・各子会社において取締役会規則、決裁権限、業務分掌その他の規程を整備し、年度計画等により目標を共有することにより、有効かつ効率的な運用を図る。子会社の決裁及び報告については社内規程類を厳格に適用し、各社の取締役会等の機関を通して経営に関する決定を監督する体制とする。
 - ・子会社における損失の危険が発見された場合は、上記と同様に取り扱う。
 - ・子会社が当社に報告すべき事項について規程を設け、明確化した上で、適切に運用する。事業運営に関する報告については、会議を定期的に開催し、これに子会社を招集し報告を行わせる。
 - ・当社より子会社の取締役及び監査役を派遣することにより、重要な情報の報告の漏れを防ぎ、適切に監督する体制とする。
 - ・当社の方針に沿ったリスクマネジメント体制を各子会社で整備するものとし、内部監査等を通して実効性を確認する。
 - ・当社の設けるホットラインを子会社の社員にも周知させ、違反についての内部通報を受け付ける体制とする。
- (6) 監査役の職務の実効性を確保するための体制

- ・監査役が求める場合には専任の使用人を置き、監査役の補助に当たらせる。当該使用人の評価、異動については、監査役会の意見等を聞き、それを尊重して決定する。
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役の職務執行への協力については規程により定める。監査役の補助を行う使用人を置く場合は、当該使用人への協力についても同規程の定めを含むものと見なす。
- ・取締役会以外の重要な会議についても常勤監査役の出席を求め、情報の共有を図るとともに、意見等を聞くことができる体制とする。子会社が出席する主な会議に監査役が出席し、直接報告等を聞くことを可能にする。
- ・原則として、当社の監査役は子会社の監査役を兼ねることにより、子会社の取締役会その他において直接報告等を聞くことを可能にする。
- ・監査役に報告したことを理由とした不利な取り扱いを禁止する。その旨を規程により明確化し、周知する。子会社の取締役及び使用人が監査役に報告した場合についても同様とする。
- ・監査役職務の執行について生ずる費用は、実績を基に、監査役と調整の上で年度予算に組み込み、監査役より要請がある場合には前払を行うことを含め、適切に処理を行う。また、これにかかわらず、監査役職務に要する費用について監査役からの特別の要請があるときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、要請に沿うように対応するものとする。
- ・以上のほか、管理本部の担当役員、並びにリスクマネジメント担当役員、コンプライアンス担当役員は、監査役との連携を通じ、監査の実効性向上を図らなければならない。その他の役員についても監査役の意見を十分に尊重し、監査の実効性確保に協力しなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、「金を出さない」「利用しない」「恐れぬ」「三ない」を基本原則とし、断固としてこれと対決します。

なお、従来より上記の基本的な考え方を当社の企業行動憲章に明記するとともに、反社会勢力及び団体を排除するために、平素から警察、弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

また、万一反社会的勢力及び団体から、脅威を受けたり被害を受けたりするおそれのある場合は、必要な情報が対応統括部署である総務担当部門に報告され、専門機関と連携しながら、被害の拡大防止を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示に係る基本理念

当社は、株価に影響を与えうる重要な会社情報については、発生の都度できる限り迅速かつ正確・公平に開示することが公開会社の責務と考えております。そのために社内体制を整備し、適正な運用に努めております。

2. 情報管理制度

(1) 社内規程の整備

内部者取引管理規程・同細則

当社は、上記社内規程を1989年に制定し、以後継続して運用しております。上記規程では重要情報の発生から公開までの情報管理手続きならびに役員・従業員等会社関係者の責務を規定しております。

(2) 情報管理責任者の設置

上記社内規程に基づき、社内取締役クラスの情報管理責任者を設置しております。情報管理責任者は重要情報を一元管理し、公開の時期・方法を判断いたします。また、情報公開に際しては情報取扱責任者として発表を行い、または照会に応じます。

(3) 情報管理制度の社内周知

全社員に対して、社内情報管理制度の講習を行っております。また、新入社員に対しては、入社時研修の一環として本制度の受講を義務付けております。

3. 社内体制の概要

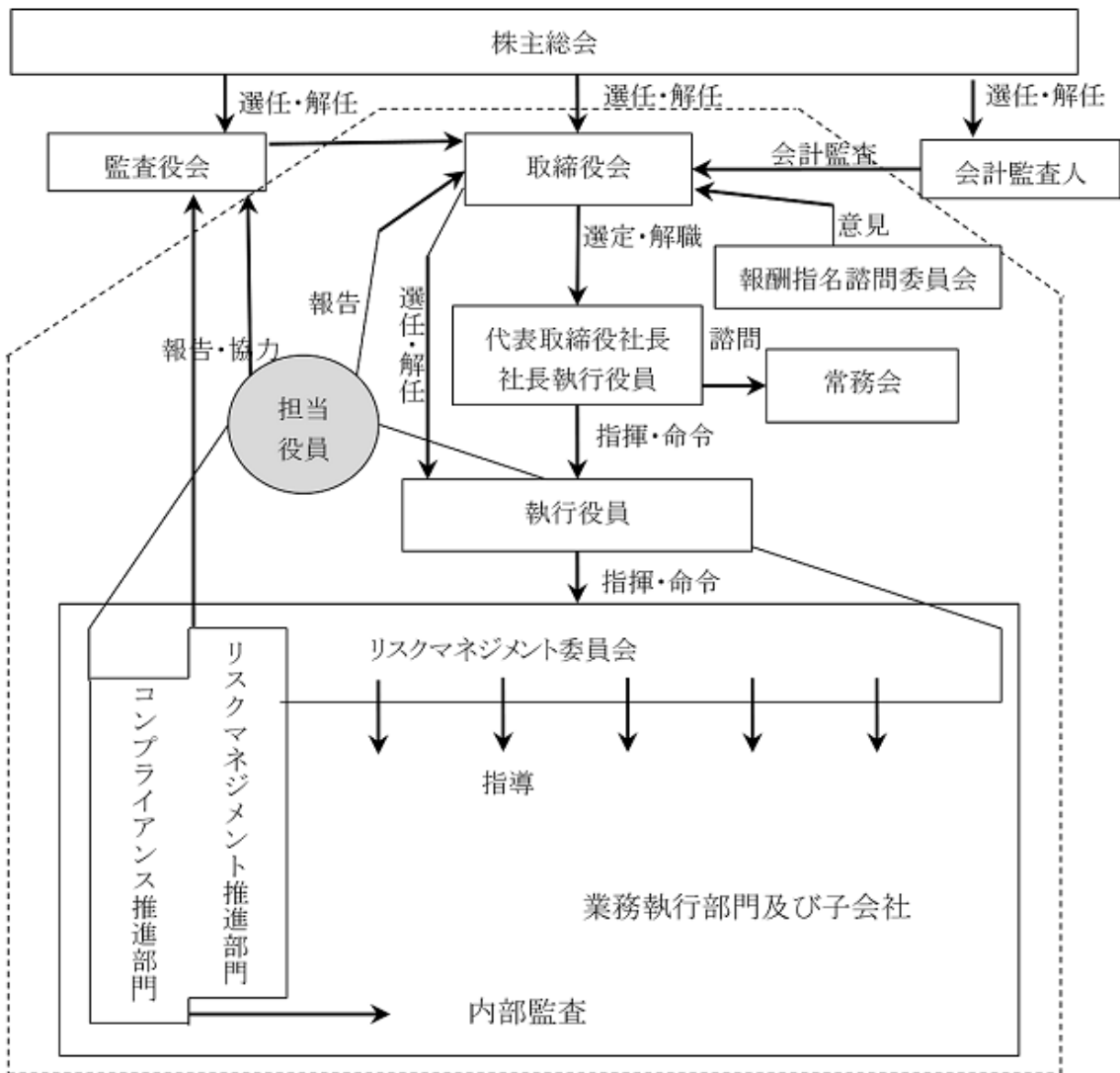
(1) 重要な決定事実又は決算情報

当社グループ内の重要な決定事実又は決算情報については、情報管理者(各部門長)は、経営企画部もしくは総務人財部を通じて情報管理責任者(情報取扱責任者を兼務、以下同じ)に報告を行います。報告を受けた情報管理責任者は代表取締役と事前協議し、取締役会付議及び外部公表の要否を決定いたします。適時開示事項に該当する場合は、取締役会決議後、速やかに情報管理責任者の指示により経営企画部もしくは総務人財部が情報開示すると共に、当社ホームページに掲載いたします。

(2) 重要な発生事実

当社グループ内の重要な発生事実については、情報管理者は、事実の発生後、速やかに経営企画部もしくは総務人財部を通じて情報管理責任者に報告を行います。情報管理責任者が代表取締役と協議の上、適時開示事項に該当すると判定した場合は、情報管理責任者の指示により経営企画部もしくは総務人財部が速やかに情報開示すると共に、当社ホームページに掲載いたします。

(3)尚、上記(1)、(2)については、必要に応じ会計監査人と十分な協議を行い、指導を受けております。また、監査役会もしくは監査役も、取締役会を含む社内の重要会議に出席すると共に、必要に応じ社内各部門に対する事情の聴取を行う等、十分な監査を行っております。



・適時開示体制の模式図

